

フランスにおける市民性教育関連の2008年版学習指導要領

The Programmes of Citizenship Education in France

大津尚志*・橋本一雄**・降旗直子***

OTSU Takashi*・HASHIMOTO Kazuo**・FURIHATA Naoko***

1. 解題

フランスにおいては、多くの学校において「市民(citoyen)」の育成が教育目標にかかげられるなど、市民性教育は強調される場所である。市民性教育は、学校教育全体を通して行われることもあれば、教科教育を通して行われることもある。

フランスでは、2005年に教育基本法(学校基本計画法、通称「フィヨン法」)¹が制定され、その第9条で、「義務教育は各々の児童生徒に…不可欠な共通基礎知識技能の獲得の手段を少なくとも保障しなければならない」とある。基礎に含むものの一つとしては「市民性(権)の自由な行使ができるようにする人文的科学的教養」が挙げられている。フィヨン法は共通基礎の具体的内容については教育高等審議会(Haut Conseil de l'Éducation, HCE)の意見を聞いたうえで政令で定めるとしている。実際に2006年7月11日の政令で「共通基礎」²が具体的に定められた。それは、7領域にわたるが、市民性教育に関連の最も深いものは「市民的社会的技能」である。それぞれの「知識」「能力」「態度」を規定している。

それを受けて、2008年6月19日に保育学校(幼稚園)、小学校学習指導要領³が、さらに2008年8月28日にコレージュ(中学校)歴史・地理・公民科学習指導要領⁴が国民教育省官報に掲載された。保育学校・小学校は2002年以来の改訂である⁵。コレージュに至っては1995年からはじまった改訂⁶以来15年ぶりである。なお、フランスにおいて教科書検定は存在しないが、大手出版社の教科書が学習指導要領に準拠して作成されていることは明白であり⁷、同じ学習指導要領のもとでも出版社が何年かを周期に新たな教科書が作成されることもある⁸。

本稿は、それぞれの学校段階において、市民性教育⁹に関連の深い分野の学習指導要領を訳出するものである¹⁰。保育学校では6の領域が定められているが、その中に「生徒(élèves)になる」がある。ここで生徒(élèves)とは、保育学校からはじまる初等中等教育機関に属する人という意

味であり、教師のもとで学校という集団のなかで生きることが出来る人になるという意味合いを持つ。

小学校は基礎学習期(1,2年)および深化学習期(3~5年)に「公民・道徳(instruction civique et morale)」がおかれた。ただし、基礎学習期において公民・道徳教育には週、年間あたり授業時数の割り当てはなされていない。

コレージュでは公民(éducation civique)の時間が4年間にわたって設置されている。

なお、共通基礎は義務教育(フランスでは16歳までが義務教育であり、高校1年までとなるが、初等中等教育段階から留年する生徒が多い関係で、コレージュにて義務教育を修了する生徒も多い)を修了した時点で習得すべき知識、能力、態度を定めるものであるが、下記の学習指導要領は、保育学校および小学校基礎学習期・深化学習期修了の時点において習得すべき能力についても明記している。そのなかで、保育学校では「生徒になる」、小学校では「市民的社会的技能」のところを訳出に含めた。

2. 保育学校学習指導要領

「生徒になる」

目的は、子どもに他者と自分の区別となるものを分かり、人として認識し、規則によって組織化された集団の中で他者とともに生き、保育学校が何でありどのような場所であるかを学ばせることである。生徒になることは、教師にはときに柔軟に、ときに厳しくなることを要求する段階的な過程とすることである。

共に生きる：市民的振舞い(civilité)の規則と道徳にかなった振舞いの原理を学ぶ

子どもは自分の所属するグループのよさと窮屈さを発見する。子どもは受け入れられることと、認められることの喜びを感じ、友達に受け入れられるなかに徐々に加わっていく。

保育学校の集団の重要性は、子どもたちが以下のことを

* 武庫川女子大学(Mukogawa Women's University)

** 上田女子短期大学(Ueda Women's Junior College)

*** 東京大学大学院教育学研究科 学校教育高度化専攻院生(Postgraduate student, Department of School Improvement and Educational Policy Studies, Graduate School of Education, The University of Tokyo)

学ぶ状況にある。それは、自分たち同士で、そして大人と会話することや、交流のなかで自分の位置を知ることが学ぶことである。自分の位置を知ることとは、子どもにとっては、市民的振舞いや先生には一日の最初と最後に挨拶をすること、なにかを尋ねられたら答えること、助けてもらった人には感謝すること、話している人の言葉をさえぎらないこと、といった礼儀という共同の規則が適用される機会であればならない。

たとえば他者や他人の物の尊重、大人に教えられた規則に従う義務、子どもによって出された言葉を尊重すること、といったふるまいの規則の道徳的根拠に対し、特に注意が払われるであろう。

協力し、自律する

遊び、輪、教え歌を歌う、お話を聞く、共同のプランをやるためだけにグループに参加することなどによって、子どもは集団活動を好むようになり、協力することを学ぶ。クラスのなかで責任をとり、自主性を示す。プランや活動に参加し、自分の能力をよびおこすことによって、子どもは自律、努力、忍耐といった経験もする。

学校で協力すること

子どもは徐々に学校共同体の規則、学校で何をするのか、そこで何が待っているのか、学校で何を学び、なぜそれを学ぶのかといった学校の特殊性を理解しなければならない。子どもは親と教員の違いを理解する。

徐々に、子どもは活動の集団のリズムを受け入れ、個別の利益を満たすこととの違いを知る。子どもは集団的指示の価値を理解する。子どもは必要があったときは、質問をすることやうまくやるために助けを求めるとを学ぶ。子どもは自分のしている物的活動と自分の学んでいること（それは、よりよく行動できるようにするために学ぶこと）との関係性を構築する。子どもは実現したことを評価するための客観的指標を獲得する。保育学校の修了時には、自分のつくったものあるいは友達のものへの失敗を認識することができる。子どもは徐々に長い間、注意深くなりつづけることができる。子どもは学校で学んだことと、日常生活の行動とのつながりを発見する。

保育学校を卒業するまでに、子どもは次のことができるようになる。

- －他者の尊重と、共同生活の規則の尊重。
- －聞き、助け、協力すること、助けを呼ぶこと。
- －自分に信頼をみいだすこと。感情をコントロールすること。
- －大人と、その役割を見極めること。
- －単純な仕事を自分でやりとげ、学校の活動のなかで役割をもつこと。

- －学んだことを発言すること。

3. 小学校学習指導要領

(1)「公民・道徳」(基礎学習期)

児童は社会における礼儀と、社会における行動の規則を学ぶ。児童は徐々に責任ある行動をとるようになり、より自律していく。

1. 児童は道徳の原理を発見する。それは教員が日々の授業で挿絵や説明による格言によって提示することができる。例をあげると、「一人の自由は、他者の自由がはじまるところに止まる」「自分にしてほしくないことを他者にしてはならない」など。児童は権利と義務の観念を意識する。
2. 児童は保育学校で見つけた集団生活の規則に従うことをより行う。それは礼儀や「あなた (vous)」で話すことのようなことである。児童は礼儀を社会性をもって守る（例えば、他人が話しているときは黙っている。大人が教室に入ってきたときは立ち上がる）、そして学級生活において協力する（教材を配ったり、整理したり）。
3. 児童は健康と安全の教育をうける。児童はインターネット使用にかかわる危険について敏感になる。さまざまな形態のでためにも気をつけながら、情報から利益をえる。
4. 共和国の標章、象徴を知り、尊重することを学ぶ（ラ・マルセイユーズ、三色旗、マリアンヌの胸像、標語「自由、平等、友愛」）

共通の基礎を習得する第一の段階：基礎学習期修了時まで に達するべき能力

能力6：社会的市民的技能

児童は次のことができるようになる。

- －フランス共和国の標章、象徴について知る。
- －他者を尊重し、集団生活の規則を尊重する。
- －ルールを尊重したうえで、遊びやスポーツをする。
- －礼儀の規範を、友達や学校内・外の大人、クラスの教員との関係に適用する。
- －コミュニケーションの規則を尊重しつつ、クラスでの口頭の意見交換に参加する。
- －助けを呼ぶこと、大人のそばへ助けを呼びに行くこと。

(2)「公民・道徳」(深化学習期)

公民・道徳教育は各々の児童に彼らの性格や独立性が主張されるなかで、学校や学級の集団によりよく統合される。それは小学生の生活の具体的問題についてよく考えさせ、そこからより明白な形で道徳の根本について気付かせる。それは、個人の自由と社会的生活の拘束の関係であり、行動、振舞いの責任であり、共有された価値の尊重であり、他者への礼儀、尊重の重要性である。

歴史・地理の学習と関係させて、公民教育は諸価値、基礎となるテキスト、フランスや EU の象徴、とりわけ人お

よび市民の権利宣言の重要性を認識し理解する。

深化学習期の授業では、児童は特に次のテーマについて学習する。

1. 自己の尊重、自分達を含めた人間が無傷であることの尊重、礼儀、市民精神の主要な規則、集団生活の拘束、安全のルールと危険な遊びの禁止、応急手当の身振り、道路の安全の初歩的規則、インターネット使用の危険の知識、他者への攻撃の絶対的禁止。
2. 社会関係の組織における権利の規則の重要性。それは法格言（「何人も法を知らないとはみなされない」「当事者でもあり判事でもあることは公平な判断を下せる立場にない」など）から出発して説明することができる。
3. 公的、民主的生活の組織の初歩的規則。すべての性質の差別の拒否。代表民主主義（選挙）、法の策定（議会）と、執行（政府）、国における連帯の問題点（社会保障、世代間の責任）。
4. フランスという国の構成の特色。領土の特徴（地理の学習指導要領と関連させて）。統合の段階（歴史の学習指導要領と関連させて）。国籍取得の規則。国語（アカデミー・フランセーズ）。
5. EUとフランス語圏、旗、ヨーロッパの歌、文化の多様性、ヨーロッパを構築する政治的計画の意味、フランス語圏の国による言語・文化共同体（地理の学習指導要領と関連させて）。

**共通基礎を習得する第二の段階：小学5年生の修了時まで
に達するべき能力**

能力6：社会的市民的技能

児童は次のことができるようになる。

- －EUの象徴について知る。
- －他者を尊重し、とりわけ男女平等の原理を適用する。
- －人間としての尊厳を意識し、日常にその結果を得る。

- －とりわけスポーツ実技において集団生活の規則を尊重する。
- －権利と義務の観念を理解し、それを受け入れ、実行に移す。
- －会話に参加する。他者の前で話、他者のいうことを聞き、視点を形成し、正当化する。
- －多くの友達と協力する。
- －第一の助けを求めるいくつかのジェスチャーをする。
- －道路についての最初の教育を受けた証明をもらい、生活のなかの活動、遊び、行動が生命の危機に直面することがありえることを知る。

4. コレージュ公民学習指導要領

(1) 第1学年

中学生・子ども・住民

小学校で獲得した知識にもとづいて、第1学年では、集団生活のさまざまな面を示す。家族、コレージュ、住んでいる市町村において、社会生活は規則を強いるものであって、その規則を知り、遵守し、理解することが必要なことを、生徒は学ぶ。こうした規則は、時には、人々の年齢や地位（ステータス）によって異なることがある。集団は、各人のかかわりの結果であり、このかかわりは、実にさまざまな形をとりうる。

第1学年の学習指導要領では、こうした概念の最初の簡単な定義を与え、これらの概念はその後上の学年でふたたび取り上げられ、掘り下げられる。

この学習指導要領で伸ばす能力は、彼らのアイデンティティの認識と、学習やコレージュにおける責任の認識とを生徒に促さねばならない。生徒がこれらの能力を実践し、個人プロジェクトないし共同プロジェクトを実行するよう、指導される必要がある。

I. 中学生 (公民教育に割り当てられた時間の約30%)	
<p>知識</p> <p>テーマ1 - コレージュの任務と組織</p> <p>- 知識の習得、伝達および構築の場であり、交換の場。 - さまざまな行為者のいる場で、そこにかかわり、自立した人間になることができる。</p> <p>すべての集団は、機能するのに必要な規則をもっている。コレージュでは、各自が、地位と年齢に応じて異なる、権利と義務と一つの役割をもつ。</p> <p>公立学校においては、ライシテ（脱宗教性）が、根本的な原則となる。</p>	<p>進め方</p> <p>自立した人間になるには、基礎で定義された根本的な能力をマスターする必要がある。つまり、勉強方法を身につけ、チームワークを構築し、判断力と批判精神を発達させ、情報を探求ことができ、イニシアチブをとるといった能力のことである。そうした能力を獲得させるために、教員は、たとえば図書館の利用やグループ作業など、教育のアプローチをいろいろと変化させる。</p> <p>学級の代表選挙は、民主的生活の規則（代表制の原則、普通選挙、無記名投票）を具体的に学ぶ機会である。コレージュの校則をもとにして、ライシテは、一つの価値であると同時に、一つの実践であることを示す。</p>

<p>テーマ2 - 教育 一つの権利, 一つの自由, 一つの必要</p> <p>- フランス国内および世界における教育上の不平等; 女子/男子, 障害児, 社会的相違など。 - 継続して獲得してゆくもの; 学校の意味と目的。</p>	<p>教育へのアクセスにおいて存在する差別は, フランス国内および世界の例をもとにして学習しなければならない。フランスにおける教育史の大きな歩みを例に挙げて, この考察の助けにすることができる。</p>
---	---

<p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1989年の児童の権利に関する条約 (第28条) ・1946年憲法前文 (第13項) ・教育法典第L.141-5-1条を修正する公立学校におけるライセンス原則の適用に関する2004年3月15日の法律 ・社会福祉活動・家族法典第L.114-5-1条および同2条を変更する, 障害者に関する2005年2月11日の法律, 一般措置 (第2条) ・コレージュの校則の抜粋 ・2004年1月, 学校インターネット法律ガイドの抜粋
--

II. 子ども
(公民教育に割り当てられた時間の約30%)

<p>知識</p> <p>テーマ1 - 人 人の法的身分は, 身分証書に記載され, 国によって保障される。</p> <p>テーマ2 - 未成年者 子どもは, 法的責任者の権限と保護のもとに生活する。</p> <p>テーマ3 - 権利と義務をもつ人 子どもは, 独自の権利と義務をもつ。</p>	<p>進め方</p> <p>日常生活に例をとり, この第二部のテーマのそれぞれの内容に入る。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 身分について考察するための, 出生証書の学習 - 親権ないし法的責任者の権限が行使される状況の検討 - 暴力ではなく, 規則の尊重にもとづいて解決されるべき紛争状況の検討
--	---

<p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1989年の児童の権利に関する条約の抜粋 ・民法 (第55条, 第56条および第57条) ・民法 (第371条, 第371-1条, 第371-3条, 第371-5条および第372条) ・コレージュの校則の抜粋

III. 住民
(公民教育に割り当てられた時間の約30%)

<p>知識</p> <p>テーマ1 - 市町村の組織と民主的決定</p> <p>すべての集団は, 政治的組織を必要とする。市町村のチームは, その市町村と住民全体にかかわる決定をおこなう。</p> <p>テーマ2 - 地域の行為者と市民性</p> <p>住民は, 直接, あるいは民間非営利団体を通じて, 市町村の生活に参加することができる。住民は, 環境と生活環境の尊重に貢献しなければならない。</p>	<p>進め方</p> <p>このテーマは, 事例研究でとりあげる。つまり, 市役所・町村役場の見学および議員との面会, 市町村のプロジェクト, 意見公聴手続きといったものである。</p> <p>民間非営利団体とその任務, および地区へのかかわりの学習を, 住民の役割の考察の出発点とすることができる。自分の市町村 (あるいは別な市町村) のアジェンダ21を学習して, 持続可能な発展のために実施される活動を示したり, いかに関与がそれに参加できるかを示す。</p>
--	---

<p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第L.227条
--

<ul style="list-style-type: none"> ・市町村のプロジェクトの抜粋 ・1992年の環境と持続可能な発展に関するリオ宣言の抜粋，原則第1，第10，第21および第22 ・民間非営利団体の規則の抜粋 ・市町村のアジェンダ21

IV. 自由選択による (公民教育に割り当てられた時間の約10%)	
知識 プレスウイーク（新聞週間），時事問題，特定の（行事）日。	進め方 この自由な部分は，生徒と選んだテーマの討論をおこなう機会にすることができる（情報集め，論述の作成，討論会の組織）。

(2) 第2学年
多様性と平等

小学校で獲得した知識を生かし，第2学年では，生徒が人間の多様性と向き合い，他者性を認めるように指導することを目的とする。

継続的に築かれる価値である共和国の平等は，いろいろな不平等を補い，是正するのに決定的なものである。

法律は，財と人を保護し，社会生活の枠組みを定める。重大な危険に対する安全（の項目）は，地理の学習指導要領と連携して提示される。

生徒が，多様性，平等，安全という概念を用いて，それらの連関を認められるように指導する。

第2学年修了時には，各々の生徒が，社会生活を可能にする，主要な価値を識別することができるようになる。

I. 人間の存在，唯一の人間 (公民教育に割り当てられた時間の約30%)	
知識 テーマ1-相違はあっても平等，法律上の平等と差別 個人間にいろいろな相違があり，人間の集団間に大きな文化の多様性があっても，われわれは同じ人類に属している。 文化の相違を本性の相違とみなすことが，差別や人種差別を導く。 テーマ2-個人の多様なアイデンティティ 法的アイデンティティ（身分）は，人を識別し，認知することを可能にする。 個人のアイデンティティは，家族，文化，宗教，職業など，べつな面をいろいろともつ。それは選択によって築かれるものである。	進め方 文学作品または時事をもとにして，差別と人種偏見の一例を学習することで，それらを定義することができ，その犠牲になった人々への影響を示すことができる。 文学の人物像あるいは生徒の経験と表象をもとにして，アイデンティティはその人独特のものであると同時に，多面性があり，共有されるものでもあることを示す。
参考資料 <ul style="list-style-type: none"> ・人および市民の権利宣言（第1条） ・世界人権宣言（第2条，第3条） ・1972年7月1日の法律第72-546号 通称プレヴァン法（第1条-第3条） ・姓の継承に関する2003年6月8日の法律第2003-516号抜粋 ・刑法（第225-1条，第225-2条） ・民法（第60条，第61条） 	

II. 平等，構築中の価値 (公民教育に割り当てられた時間の約40%)	
知識 テーマ1-平等 共和国の原理 平等は，共和国の基本原則である。それは徐々に歴史的に獲得してきたものの成果であり，法律に記載されている。	進め方 学習は，不平等減少における再分配の役割を中心とする。税制と社会保護の役割は，所得税の累進課税制度，社会保障の原理といった例をもとにして，明確に説明される。貢献の原則は，個人の責任の決定的な面である。

<p>テーマ 2 - 不平等の減少における集団および個人の責任 不平等と差別は、市民が個人的および集団的に参加する活動によって克服される。 不平等と差別の撲滅を目指す政策は、市民の間で、また、政治的社会的運動の間で、討論の対象になる。</p>	<p>今日の男女間の平等の問題を、例としてとりあげる。 公共サービスと民間非営利団体の活動の例が、学習を補完する。</p>
<p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人および市民の権利宣言（第 1 条） ・1946 年憲法前文（第 3 項，第 10 項および第 11 項） ・世界人権宣言（第 1 条および第 7 条） ・政治上の男女同数制に関する 2000 年 6 月 6 日の法律 第 2000-493 号 ・民法（第 311-21-条および第 311-3 条） 	

<p>III. 安全と重大な危険 （公民教育に割り当てられた時間の約 20%）</p>	
<p>知識</p> <p>重大な危険の概念は、地理の学習指導要領と連携して学習する。</p> <p>国と地方自治体は、重大な危険に対する防備を組織し、国土上の安全を保障する。 集団の安全は、各人の協力を必要とする。</p>	<p>進め方</p> <p>コレージュという枠内で、生徒は、コレージュのロケーションと結びついた危険と関連して、根本的な安全規則の初歩を教わる。国土上および世界の時事にいくつか適切な例をとって、学習を補完する。</p>
<p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険予防プラン 	

<p>IV. 自由選択による；連帯活動 （公民教育に割り当てられた時間の約 10%）</p>	
<p>生徒は、連帯を目的とした団体活動とはどのようなものかを、事例研究によるか、あるいは持続可能な発展というような枠組みでのプロジェクトの実施によって、発見する。 （連帯活動への）個人的な関与は、民間非営利団体活動の行為者や、具体的な活動にかかわっている校外の仲介者とコンタクトをとることによって実現される。 目的は、生徒に集団内で責任をとることを教え、アイデアを交換して、生徒の環境にあったテーマを中心に適切なアプローチをとることによってアイデアを具体的に実践させることにある。</p>	

(3) 第 3 学年

自由，法，司法

小学校で獲得した知識を生かし、コレージュ第 3 学年では、生徒たちに基本的な自由の点検を行わせ、そうした実践を通して生徒が集団的な利益を尊重しなければならないと感じ取れるようにする。

法は対立や紛争の解決に介入する。そのため法は、公的な議論に由来するテキストや、社会の中にある権力関係、法手続きに依拠する。法と司法は、単に国家規模で把握されるものではなく、EU の規模でも理解される。

すなわち、司法によって解釈されることで、法は生きたものとなる。

法が適用されるために、司法によって調停がなされる。安全という個人的、集団的権利は、市民の間に平等を分配する。

コレージュ第 3 学年の修了時には、生徒は学習指導要領の大きな概念（自由，法，司法）を説明し、それらに関係づけられるようになる。それぞれの概念について、生徒は法テキストと具体的な状況を突き合わせながら、自らの批判的判断力を鍛えなければならない。

<p>I. フランスにおける自由の実践 （公民教育に割りあてられた時間の約 30%）</p>	
<p>知識</p> <p>テーマ 1 - 個人の自由と集団の自由 自由は、個人の権利・集団の権利の次元と、民主主義社会の中でそれらを行使できることの次元の両方に、同時に取り組む。</p>	<p>進め方</p> <p>街において、今日、自由をもっとも具体化することのできる展開の仕方は、コレージュや日常生活での生徒たちの体験を頼みとすることであろう。</p>

<p>個人的自由と集団的自由の積極的な獲得は、良心の自由（宗教の自由を含む）や、ライシテ、表現の自由、結社の自由、政治的労働組合の自由、私的生活を尊重する権利などを強調しながら学習される。</p> <p>テーマ2 - 自由の行使と社会的な要求</p> <p>民主主義は自由を承認し、自由を発展させるが、こうしたバランスのよい実践は、一般利益を尊重することや、様々な自由がともに両立することを前提とする。あらゆる自由は、他者の自由が尊重されることにおいて制限をうける。</p>	<p>この自由はその後、社会問題に取り組むために、一般化の対象となりうる。</p> <p>学習指導要領のこの部分は、必然的に歴史の学習指導要領と関連づけられる。</p> <p>学習指導要領のこの部分は、事例学習の対象となりうる。</p> <p>その究極的な目標は、具体的な状況に基づき、生徒たちに次のことについて気づかせることである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 自由は、それが制限されることによっても定義されるということ、 - 自由を行使することは、社会の構成要素の間に対立を引き起こすということ。
--	---

<p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1948年の世界人権宣言（第13条） ・欧州人権条約（第9, 10, 11条） ・人および市民の権利宣言（第1, 4, 10, 11条） ・1946年憲法の序文（第4段落、第13段落） ・1989年の児童の権利条約（第12条1項、13条、14条1項、3項） ・教育法典第L. 141-5-1条を修正する公立学校におけるライシテ原則の適用に関する2004年3月15日の法律 ・コレージュの校則の抜粋 	
--	--

<p>II. フランスにおける法と司法 (公民教育に割りあてられた時間の約40%)</p>	
--	--

知識	進め方
<p>テーマ1 - 社会における人同士の関係を体系化する法</p> <p>自由についての実践は、定められた法を基にしている。「法」の単純な定義は、それぞれの性質に応じた法テキストと法の序列（憲法、条約、法律、…）を区別してなされる。</p> <p>ヨーロッパの法と国家の法の間関係が説明される。</p> <p>テーマ2 - 権利の尊重を保障する司法</p> <p>司法は保護し、処罰し、対立を仲裁する使命がある。対立した訴訟手続きや、無罪の推定、被告人の権利、法律の非遡及性、上訴措置などが想起される。三つの異なる裁判機関の機能が提示される。すなわち、労働審判所、軽罪裁判所、重罪裁判所である。</p> <p>テーマ3 - 少年司法</p> <p>少年司法は特殊であり、少年司法に関する学習は、コレージュの生徒の民法上・刑事上の責任を明確にする機会である。</p> <p>子どもの保護と犯罪の抑止といった、少年司法に関する二重の役割が説明される。</p>	<p>生徒は日常生活の中に刻み込まれた法テキストを基に、「権利」について学習する。</p> <p>国家を法的に義務づけているヨーロッパの達成基準は、ナチュラ 2000 区域などに範をとる。</p> <p>生徒たちが法原理と司法の実践的な行使とのつながりを理解するように、労働審判所や軽罪裁判所、重罪裁判所といった、三つの裁判機関の機能の仕方の中から具体的な例を取り上げる。</p> <p>判断について学習することによって、今日どのように専門の司法官が裁判をしているかを明らかにする。未成年者の権利の観点から、歴史や司法官による法律の解釈のなかで、未成年者の権利は発展しており、それ自体解釈されてきたものであることが示される。</p>

<p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人および市民の権利宣言（第8, 9条）、1948年の世界人権宣言（第8, 10条） ・第5共和制憲法（第55条、66条、66条1項） ・民法（第388-1条）、労働法（第L 511-1条）、刑事訴訟法（第255条） ・道路交通法規の抜粋、施設の内規の抜粋、市の条例の抜粋など、憲法院の決定 ・1945年2月2日のオルドナンス第1条、第2条、第11条の抜粋 ・フランスの法律とヨーロッパの達成基準、条約の抜粋の学習（例：1992年の欧州連合条約） ・欧州司法裁判所の判決 	
--	--

Ⅲ. 安全：人権 (公民教育に割りあてられた時間の約 20%)	
知識 安全によって、人の権利と自由についての実践が保障される。 民主主義社会において、法律は人と財産の安全を保障する。 国家によって組織された公権力は、集団的な規則を尊重することを保障し、その違反に対して闘う。	進め方 抑圧的であると同時に、人権侵害をあらかじめ防止する公権力の使命は、警察や憲兵隊と協力して具体的な状況を通して果たされる。 法的な反論と同様に、違反や犯罪の実例が学習される。こうした違反行為の例は、共同体によって決められた規則の実践的な適用である。
参考資料 ・ 1950 年の欧州人権条約（第 19 条，第 34 条） ・ 人および市民の権利宣言（第 12 条） ・ 刑法（第 121-3 条，第 121-7 条，第 222-9 条，第 222-13 条）	

Ⅳ. 自由選択による (公民教育に割りあてられた時間の約 10%)	
知識 実際の裁判事件や、メディアによるそうした事件の報道に言及する。	進め方 現状をうまく活用するために、教員は教育年度の新聞記事の抜粋や、視聴覚資料、ウェブサイトなどの調査を提案する。

(4) 第 4 学年

民主的な市民性

小学校やコレージュでこれまでに獲得した知識を生かし、第 4 学年では政治的な市民性の原理や条件、実態を明確にする。ここでは、単に個人の権利を行使することにとどまらず、民主主義を体験する。

フランス共和国を構成する政治組織の形態を明示することが、学習指導要領の中心にある。その政体を成り立たせている価値や原理を解き明かし、どのようにその価値や原理が制度や具体的な手続き全体の中で実現しているのか、またどのように共和国が市民一人一人のために権利や義務の統一をもたらしているのかを示す。それらがここでの主題である。

したがって、政治的な市民性は言い表して説明されな

ければならない。すなわち、様々なかたちでの政治参加、とりわけ投票権、意見表明といった政治参加や、国家の市民権とヨーロッパ市民権との関係、民主的生活を活気づける党や労働組合、中間団体の性質や役割といったことが示されなければならない。フランスの政治生活や国際的な活動、フランスの防衛組織に関する最近の出来事が学習される。

ふたつの重要な能力の統一は、生徒との活動のなかで特別に認められなければならない。まずここでは、現状において遭遇する政治的生活の鍵概念を用いることができなければならない。続いて、以下に掲げる三つのテーマにおいて、判断力や批判的精神を身につけさせなければならない。それは様々なかたちの情報に対し、政治的な民主主義において具体化される議論の中でなされる。

Ⅰ. 共和国と市民性 (公民教育に割りあてられた時間の約 30%)	
知識 テーマ 1 - 共和国の価値、原理、シンボル フランス共和国における市民権と国籍の基本原則を検討する。国家の言語の重要性が強調される。 テーマ 2 - 国籍、フランス市民権、ヨーロッパ市民権 国土にいる住民の多様性は、以下のことが明らかにされながら考慮に入れられる。 - 政治的権利と国籍との関連性、 - 国土に住むすべての住民に与えられた市民的、経済的、社会的権利の性質、 - ヨーロッパ市民権の領域に属する権利の存在。	進め方 学習指導要領のこの部分は、多様な教育アプローチが可能である。例えば、代表制について勉強したり、場面を比較したり、ある事例を扱ったりすることなどが挙げられる。 国家的共同体を築く主要な原理と規範の意義および、市民的議論のきっかけとなる発展的な性格が強調される。 第 3 学年、第 4 学年の歴史の学習指導要領と関連づけることが望ましい。

<p>テーマ 3 - 投票権</p> <ul style="list-style-type: none"> - 投票権獲得の歴史, - 様式, 公民権の剥奪, 被選挙権の条件, - 現在の議論。 	
<p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1958 年憲法 (序文, 第 1, 2, 3, 4 条) ・ 政教分離に関する 1905 年 12 月 9 日の法律 (第 1, 2 条) ・ 教育法典を修正する, 社会的, 政治的施設におけるライセンス原理の適用に関する 2004 年 3 月 15 日の法律 (第 L 141-5-1 条) ・ 民法第 21-11 項を修正する, 国籍に関する 1998 年 3 月 17 日の法律 (第 6 条) ・ 民法 (第 8 条) ・ 1992 年 2 月 1 日の欧州連合条約 (第 2 部: 連合の市民権 [第 8 条, 8A, 8B, 8C 条, 8D 条]) 	

<p>II. 民主的な生活 (公民教育に割りあてられた時間の約 50%)</p>	
<p>知識</p> <p>テーマ 1 - 政治的生活</p> <ul style="list-style-type: none"> - 第 5 共和制の機構。 - 分権化 (市町村, 県, 地域圏)。 - ヨーロッパ議会。 - 政党。 - 市民と民主的参加の様々なかたち。 <p>テーマ 2 - 社会的生活</p> <ul style="list-style-type: none"> - 労働組合と専門職の選挙。 - 利益団体。 <p>テーマ 3 - 政治的な意見とメディア</p> <ul style="list-style-type: none"> - 多様性とメディアの役割。 - 世論調査。 - インターネットの機能。 	<p>進め方</p> <p>それぞれの学習指導要領の展開は, (政治的議論, 選挙, デモ, 会議, 調査など) 政治的生活や社会的生活の中から出された現状の問題を出発にして具体化されうる。 論拠づけられた議論によって, テーマの一つを達成できる。 授業の流れに沿って取り上げられる例において, 市民特有の責任の領域に属するものが強調される。 学習指導要領のこの部分は, 第 4 学年の歴史の学習指導要領と密接に関連する。</p>
<p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 共和制憲法の抜粋 ・ 市町村, 県, 地域圏, 国家の間の権限の配分に関する 1983 年 1 月 7 日の法律と, 地方の自治権と責任に関する 2004 年 8 月 13 日の法律の抜粋 ・ 労働組合に関する 1884 年 3 月 21 日の法律の抜粋 ・ 中間団体に関する 1901 年 7 月 1 日の法律の抜粋 ・ 出版と報道の自由に関する 1881 年 7 月 29 日の法律の抜粋 	

<p>III. 防衛と平和 (公民教育に割りあてられた時間の約 20%)</p>	
<p>知識</p> <p>テーマ 1 - 平和, 集団的安全, 国際的協力援助の探究</p> <ul style="list-style-type: none"> - 世界の平和を目的とする組織の問題と困難性。 - 現代の国連活動と国際刑事裁判所の役割におけるいくつかの例。 <p>テーマ 2 - フランスの防衛と国際的な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> - ヨーロッパおよび世界の現代状況における国防の使命。 - 現在の脅威およびリスク。 - 地球規模の防衛概念とフランスのヨーロッパおよび国際社会への関与。 - 国防教育の日 (JAPD)。 	<p>進め方</p> <p>教育的アプローチは, 研究発表や見学, 会議, 議論など, 多様にありうる。 三種の型の学習資源を用いることができる。 学習指導要領のこの部分は, 第 4 学年の歴史の学習指導要領と, 第 3, 第 4 学年の地理の学習指導要領に直接的に関連する。</p>

参考資料

- ・第5共和制憲法（第5, 15, 21, 34, 35条）
- ・1945年の国連憲章（第1条, 第7章の抜粋）
- ・防衛に関する白書の抜粋
- ・1992年2月1日の欧州連合に関する条約（表題5）

（なお、本稿は1（解題）、2（保育学校）、3（小学校）を大津、4(1)(2)（コレージュ第1, 2学年）を橋本、4(3)(4)

（コレージュ第3, 4学年）を降旗が主として担当し、全体の調整は主に大津が行った。）

一注一

- 1 フィヨン法については、文部科学省『フランスの教育基本法』国立印刷局、2007年、において訳出されている。
- 2 共通基礎については、小野田正利、園山大祐「フランスにおける『知識・技能の共通基礎』の策定の動向」（『諸外国における学校教育と児童生徒の資質・能力』（研究代表者、山根徹雄、国立教育政策研究所、2007年、pp. 31-61.））に解説、全訳がある。
- 3 B.O., hors-série, no.3 18 juin 2008.
- 4 B.O., special, no.6 28 août 2008.
- 5 2002年版では、保育学校は「共に生きる」という領域、小学校基礎学習期は「共に生きる」という話し合いの時間（週0.5時間）、深化学習期は「共同生活」という討論の時間（週0.5時間）、および全教科を通しての週1時間の「公民教育」が行われるもの規定された。2002年版学習指導要領に言及する邦語文献として、赤星まゆみ「3歳以上すべての子どもの学校」（泉千勢、一見真理子、汐見稔幸編『世界の幼児教育・保育改革と学力』明石書店、2008年、pp. 89-108.）、大津尚志「小学校およびコレージュにおける公民教育」（武藤孝典・新井浅浩編著『ヨーロッパの学校における市民的社会的教育の発展』東信堂、2007年、pp. 49-63.）参照。
- 6 1995年からの改訂の小学校、コレージュ（公民教育）学習指導要領は、フランス教育課程改革研究会『フランス教育課程改革』科研費報告書、2000年、p.53, pp. 66-67, pp. 108-114, pp. 219-225, pp. 325-329に訳出されている。
- 7 例えば、大津尚志「フランスの教育課程行政と教科書に関する研究」（『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』第19号、2000年、pp. 21-29.）参照。
- 8 同一学習指導要領のもとで、教科書の変遷を示す文献として、橋本一雄「フランスの公民教育における憲法的価値の変容」（『公民教育研究』第17号、2009年、pp. 33-47.）
- 9 フランスでは長いあいだ独自の時間を確保したうえで市民性教育はほとんど行われていなかったが、1985年に小学校、コレージュに「公民」教育の「再興」が行われ現在に至っている。「再興」時の議論についての最近の文献としては、降旗直子「1980年代フランスにおける公民教育（Éducation civique）政策の展開」（『日本教育行政学会年報』第35号、2009年、pp. 113-129.）,同「1980年代フランスにおける公民教育（Éducation civique）の再興論議」（『フランス教育学会紀要』第22号、2010年、pp. 45-58.）参照。
- 10 なお、既に2008年版学習指導要領関連に言及する邦語文献としては、赤星まゆみ、前掲論文、同「フランスにおける幼児教育・保育」（『子どもと文化』第41巻8号、2009年、pp. 60-67.）、高橋洋行「フランス市民性理論の変容と市民性育成との関連性について」（『日仏教育学会年報』第15号、2008年、pp. 59-69.）大津尚志「フランスの公民教育」（『公民教育事典』第一学習社、2009年、pp. 232-235.）がある。